クローズアップ

国民年金特集2014

～ご存じですか　保険料免除・猶予・特例制度～

国民年金は、やがて迎える老後や、けがや病気で障害が残った時、一家の大黒柱が亡くなった時などに年金の給付を受けられるよう、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。

今回は、国民年金の仕組みや種類、免除・猶予・特例制度についてご紹介します。

問合せ　保険年金課年金係または武蔵野年金事務所☎0422・56・1411

公的年金制度の仕組み

日本に居住する20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入する義務があります。

国民年金加入者を「被保険者」と呼び、下表のとおり3つの種別があります。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象となる方	自営業・学生・無職の方など	会社員・公務員など、厚生年金や共済組合に加入している方	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方
保険料	平成26年度は月額15,250円（ご自身で納付が必要です）	厚生年金保険料・共済年金掛け金として給料から天引きされます。	扶養している配偶者が加入する年金制度が負担しています。

第1号被保険者に該当する方は、ご自身で保険料を納付していただく必要があります。保険料は、「口座振替」「金融機関・コンビニエンスストアの窓口（日本年金機構から送付される納付書を使用）」「クレジットカード」で納めることができます。

お得な前払いもできますので、詳しくは保険年金課年金係までお問い合わせください。

こんなときに国民年金が支給されます

公的年金に加入して、保険料を納めることで、人生のさまざまな出来事に対応した保障（給付）を受けることができます。

老齢になったとき →	病気やけがなどで障害の状態になったとき →	死亡したとき →
「老齢基礎年金」	「障害基礎年金」	「遺族基礎年金」
原則65歳から生涯受給できます。ただし、減額繰上げ受給、増額繰り下げ受給の制度があります。	けがや病気で1級・2級の障害の状態になったときに受給できます。受給要件については、保険年金課までお問合せください。	国民年金加入者や、老齢基礎年金の受給資格を満たした人などが亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子が受給できます。
年金額（平成26年度）		
772,800円（年額） ※この額は20歳から60歳になるまでの40年間、すべての保険料を納めた場合です。保険料の未納や免除がある場合、減額されます。	1級＝966,000円 2級＝772,800円 ※いずれも年額。子がいる場合、加算があります。	子が1人の配偶者＝995,200円 子1人＝772,800円 ※いずれも年額。
	子の年齢要件 ・18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ・20歳未満で障害等級1級または2級に該当する子	
受給するためには		
受給資格期間（保険料を納めた期間・免除期間を合わせた期間）が、原則として25年以上であることが必要です。	初診日（遺族基礎年金の場合は死亡日。以下、初診日等という）の前日に、次の①または②を満たしている必要があります。 ①初診日等のある月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること ②初診日等のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと ※初診日とは、障害の原因となったけがや病気について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。	

保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢基礎年金や障害基礎年金が受けられない場合がありますので、納付が困難なときは、必ず免除などの申請をしましょう。（所得制限がありますので、申請しても承認されない場合があります）

免除・猶予などを受けた場合の取り扱い

種類	内容		受給資格期間への算入	年金額への反映
納付	保険料を納めることを言います。全ての保険料を納めることで、満額の年金を受給できます。		○されます	○されます
①保険料免除制度	申請者本人・その配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得が一定以下の場合は、申請して認められると前年所得に応じ、保険料の全額または一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になります。	全額免除	○されます	（全額納めた場合の2分の1）※平成21年までは3分の1 ○されます
		一部免除	（免除後の保険料を納めた期間について）○されます	（納めた保険料額に応じて）○されます
②若年者納付猶予制度	30歳未満の方で申請者本人・その配偶者の前年の所得が一定以下の場合は、申請して認められると保険料の支払いを猶予することができます。		○されます	×されません
③学生納付特例制度	前年の所得が118万円以下の学生は、申請して認められると在学期間中の保険料の支払いを猶予することができます。			
未納	保険料、または一部免除された場合の免除後の保険料を納めない状態をいいます。督促などの対象になります。		×されません	×されません

離職（退職・失業）による特例

所得審査の対象となる方のなかに、離職した人がいる場合、離職した人の所得を除外して免除審査が行われます。

申請時に必要なもの

○年金手帳・印鑑。離職された方がいる場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など（公務員の方は退職辞令、事業主の方は廃業届け、雇用保険の対象ではない方の証明方法はご相談ください）

○平成26年1月1日以降に転入された方は、所得のわかるもの（課税証明書など）

○学生納付特例を申請する方は、学生証の写し（表・裏）または在学証明書

◆本人以外が代理で申請する場合

○代理人の身分証明、申請者本人の印鑑

○同一世帯以外の方が代理で申請する場合は、委任状

※平成26年度の受付開始日は、①・②＝7月1日～、③＝受付中。また、上記以外でも、障害年金1級または2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方などは、前年度の所得にかかわらず、届け出することによって法定免除になります。

◆平成26年4月1日から免除申請のできる期間が拡大されました

目安として、申請日の2年1か月前の保険料までさかのぼって申請できるようになりました。

保険料免除・若年者猶予申請（例：平成26年7月に申請する場合）

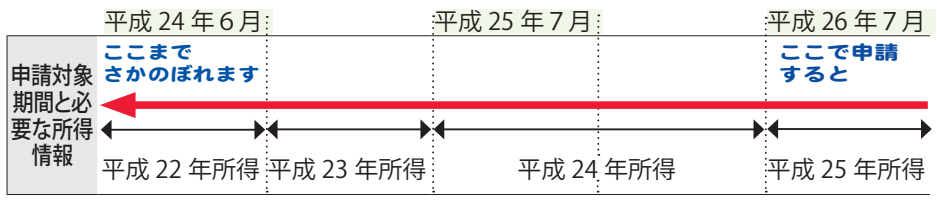

◎離職（退職・失業）による特例

平成26年4月1日から、離職票に記載された離職月の前月から離職月の翌々年6月までの保険料が特例の対象になります。

こんなときは届け出をお忘れなく

事由	ご持参いただくもの	相談・手続き先
20歳になったとき（サラリーマン以外の方）	・国民年金被保険者資格取得届書	保険年金課年金係
会社などを退職したとき	・年金手帳 ・退職年月日の分かる書類	
任意加入をしたいとき（高齢任意加入など）	・貯金通帳、通帳の印鑑 ・年金手帳または納付案内書など年金番号の分かるもの	
サラリーマンの夫（妻）の扶養から外れたとき	・年金手帳 ・扶養から外れた日の分かる書類	
サラリーマンの夫（妻）が会社などを退職した（または65歳になった）とき	・年金手帳 ・配偶者の年金手帳 ・配偶者の退職年月日の分かる書類	
付加年金に加入したいとき	・年金手帳または納付案内書など年金番号の分かるもの	
口座振替の申込みをしたいとき	・貯金通帳、通帳の印鑑 ・年金手帳または納付案内書など年金番号の分かるもの	
年金手帳の再交付（第1号被保険者の場合）	・納付案内書など年金番号の分かるもの ・身分証明書 ・印鑑	保険年金課年金係（お急ぎの場合は年金事務所）
年金受給者の住所変更（住民票コードが日本年金機構に収録されている方は届け出不要）	・年金証書 ・印鑑	保険年金課年金係または年金事務所

※国民年金に関する各種申請及び届けの受付については、松山・野塩出張所でも行っています。